

横浜市墓地等指定管理者  
選定評価委員会

審査報告書

令和4年8月

# 目 次

1	経緯	2
2	横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会 委員	2
3	審査の経過	2
4	応募状況	3
5	応募者の提出書類審査及び面接審査の実施	3
6	審査結果	4
7	審査講評	4
8	評価表	5

## 1 経緯

日野こもれび納骨堂の第2期指定管理者の選定にあたり、横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）は、「横浜市墓地等の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」（以下「選定要綱」という。）第2条第1号から第5号までの規定に基づき、応募者から提出された書類の審査及び面接審査（プレゼンテーション及びヒアリング）等を行いました。

このたび、審査が終了し、選定評価委員会として指定候補者を選定しましたので、審査結果を報告します。

## 2 横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会 委員

役職	氏名	備考
委員長	小谷 みどり	一般社団法人 シニア生活文化研究所 所長
委員長 職務代理者	川端 清道	一般社団法人 日本公園緑地協会 調査研究部 調査役
	池邊 このみ	千葉大学大学院教授
	市川 輝雄	県ドリームハイツ自主防災隊 事務局長
	岩下 朗子	前横浜市墓地等設置紛争調停委員会委員
	上蘭 朗	上蘭会計事務所 所長 公認会計士
	吉川 美津子	一般社団法人 供養コンシェルジュ協会 理事
	三上 勇夫	磯子区洋光台連合自治町内会 会長

## 3 審査の経過

年月日	内容
令和4年4月26日	第1回選定評価委員会（公募関係書類・選定基準等の決定）
令和4年5月13日 ～6月14日	公募開始（本市ホームページに公募要項等を掲載）
令和4年5月26日	公募説明会及び現地説明会
令和4年5月26日 ～5月27日	質問の受付
令和4年6月3日	質問の回答（0件）
令和4年6月13日 ～6月14日	応募書類の受付
令和4年8月3日	第2回選定評価委員会（書類審査、面接審査及び指定候補者等の決定）

#### 4 応募状況

次の1団体から応募がありました。

- (1) 清光社・横浜植木共同事業体

#### 5 応募者の提出書類審査及び面接審査の実施

- (1) 応募者の資格（制限）について

日野こもれび納骨堂指定管理者公募要項（以下「公募要項」という。）に定める「応募者の資格」及び「欠格事項」への該当の有無について、問題がないことを確認しました。

#### 公募要項（抜粋）

##### 5 公募及び選定に関する事項

- (5) 応募条件等について

##### ア 応募者の資格

法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体（法人格は不要。ただし、個人は除く）。(以下「団体」という。)

##### イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること  
※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式5）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。
- (ク) 2年以内に労働基準監督署からは正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

## (2) 審査にあたっての考え方

選定評価委員会では、公募要項においてあらかじめ定めた評価項目及び配点にしたがって、応募団体から提出された応募書類の審査及び面接審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行い、指定候補者及び次点候補者の選定を行いました。

審査は110点を各評価項目に配分し、各委員が評価項目ごとに採点した上で、最高点の委員と最低点の委員を除外した残りの委員の平均点（110点満点）を審査得点としました。

また最低基準点を60点（加減点項目を除く評価基準項目の合計100点満点の60点）としました。

## 6 審査結果

選定評価委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者として選定しました。

### (1) 指定候補者

清光社・横浜植木共同事業体（株式会社清光社、横浜植木株式会社）

### (2) 審査得点（詳細は評価表のとおり）

清光社・横浜植木共同事業体 93.8点／110点満点（最低基準点は60点）

## 7 審査講評

今回は、厳正な審査の結果、清光社・横浜植木共同事業体を第2期の指定候補者として選定しました。

指定候補者は、日野こもれび納骨堂の第1期の指定管理者としての安定した管理運営の実績や、代表企業、構成企業共に財務基盤が健全である事、次期5年間における、更なる施設の知名度の向上や地域協働への意気込みなどが評価されました。

また、植栽管理について現状を分析した上での次期5か年の管理の方向性や、同団体が手掛ける市営墓地メモリアルグリーンの現指定管理者としての植栽管理の実績があること、構成企業に樹木医が在籍していることなども評価されました。

その一方で、プレゼンテーション全体を通して、現在の管理運営を継続し向上を目指す事は確認できましたが、新たな提案は少ない印象を受けました。また、5年間の指定管理期間では難しいことも理解できますが、コスト削減策について具体的な提案があるとなお良い、という意見もありました。

今回は応募団体が1者であり、比較対象となる団体が無かった事は残念ですが、現指定管理者として次期5年間も安定した運営を行うと共に、プレゼンテーションの提案だけにとどまらない新たな取組を期待します。

日野こもれび納骨堂 第2期指定管理応募者 評価表

評価項目	配点	各委員の「最終評価」								平均	総計	
		A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	G委員	H委員			
<b>1 法人の状況</b>												
(1) 法人の理念・基本方針・財務状況	5	15	5	5	4	3	4	5	4	4	4.5	14.0
(2) 応募理由	5		5	4	4	3	4	5	4	5	4.5	
(3) 市内中小企業等であるか	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5.0	
<b>2 管理体制</b>												
(1) 管理の体制	5	15	5	4	4	3	4	4	5	4	4.2	12.7
(2) 緊急、災害時等の危機管理対策	5		5	4	4	3	4	5	5	4	4.3	
(3) 個人情報の保護管理	5		5	5	4	3	3	4	5	4	4.2	
<b>3 施設の運営</b>												
(1) 施設運営の基本方針	5	45	5	4	4	3	4	5	5	4	4.3	37.5
(2) 管理の質、利用者サービスの取組	10※ (5×2)		8	8	8	6	8	10	8	8	8.3	
(3) 市民協働の取組	10※ (5×2)		6	8	8	6	8	10	10	10	8.3	
(4) 自主事業の取り組み	10※ (5×2)		6	8	8	6	8	8	10	10	8.0	
(5) 自己評価、利用者ニーズ・要望苦情への対応	5		5	4	4	3	4	4	5	4	4.2	
(6) 環境への配慮、市内企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	5		5	4	5	3	3	4	5	5	4.3	
<b>4 施設の維持管理</b>												
(1) 施設管理の基本事項	5	20	5	4	4	3	3	5	4	4	4.2	16.8
(2) 植栽等の適正管理	5		5	5	4	3	4	4	4	5	4.5	
(3) 建築物、工作物の適正管理	5		5	4	4	3	3	4	4	4	4.0	
(4) 施設の安全対策	5		5	4	4	3	3	5	5	4	4.2	
<b>5 管理経費</b>												
(1) 適正な収支計画	5	10	4	4	4	3	3	5	5	4	4.0	7.8
(2) コスト削減策	5		4	4	4	3	3	4	4	4	3.8	
<b>6 公営基地の管理実績</b>												
(1) 墓地又は納骨堂の管理実績	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5.0	5.0	
合計	110		98	93	91	70	83	101	102	97	93.8	
採点上の取扱い					最低点のため除外				最高点のため除外			

※ 数値については、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。